建　設

1　都　市　計　画　251
2　建　築　指　導　262
3　公　園　緑　地　263
4　都　市　開　発　265
5　下　　水　　道　269
6　市　営　住　宅　274
7　道　　路　280
8　治　　水　283

1 都 市 計 画

都市計画区域

大正８年４月、都市計画法が公布され、翌９年１月より施行された同施行令の規定に基づき、大正12年７月当時の市域3,071haの全域を都市計画区域と決定、その後隣接町村が市域に編入されるに従って都市計画区域も逐次拡張され昭和33年には、14,524haが都市計画区域として決定された。

さらに、昭和44年６月新都市計画法が施行されたことにより、46年５月18日従来の市域だけの都市計画区域から隣接町を包含する１市９町の熊本都市計画区域が指定された。

熊本都市計画区域はその後、平成３年２月１日の飽託４町合併により、現在、熊本市（河内町を除く）、西合志町、合志町、菊陽町、益城町、嘉島町、富合町の行政区域で構成され、熊本市は熊本都市計画区域の中核をなしている。また、熊本市の一部を、植木都市計画区域で指定している。

戦前の都市計画

本市においては、大正12年７月より都市計画法を適用し、計画の体系が次のように定められた。

昭和３年	都市計画道路の決定	30路線	延長64,000m	
昭和４年	用途地域決定	2,800.5ha		
	うち住居地域	1,730.2ha	工業地域	566.2ha
	商業地域	395.7ha	未 指 定	108.4ha
昭和５年	風致地区の決定	1,070.59ha		
	本妙寺山、立田山、水前寺、八景水谷、江津湖、花岡山、万日山の７カ所			

さらに昭和６年、組合による区画整理が施行され、今日の区画整理事業の基をなしている。

街路事業の施行は、当初産業・交通及び軍事的要求にそった道路から着手されたが、当時施行された熊本駅・迎町国道交差点を結ぶ産業道路、さらにそれを延長した子飼橋方面に通ずる道路及び水前寺体育館・健軍市電終点間の都市計画道路は、現在の本市道路の根幹をなすものである。

戦後の都市計画

戦後、本市は戦災復興計画基本方針に基づき恒久的復興計画を策定した。

都市機能の向上、衛生面、都市美の増進等、近代都市としての形態を整えながら急速な復興が行われることを企画し、また、これらの観点から戦前決定された都市計画について、根本的に検討を加え、適正を欠くものについてはこれを改めることとした。

この結果、昭和21年用途地域、都市計画道路を新たに計画決定し、同時に戦災地とその隣接地域における土地区画整理事業として戦災復興土地区画整理事業が決定され、その後防火・準防火地域や下水道、ごみ焼却場、汚水処理場等の衛生・清掃施設が決定された。また、経済が向上し、道路事情が良くなるに伴い、住宅建設の気運が高まり郊外へ向け市街地の拡大現像が現れてきた。そのため、都市計画による区画整理が施行されており、さらに新しい都市計画法により、昭和46年には、無秩序な市街地の拡大を防止するため、市街化区域、市街化調整区域の決定がなされた。

その後、市街地形成の状況及び住宅地需給の実態をふまえ昭和56年４月２日に市街化区域及び市街化調整区域の第１回目の見直しがおこなわれるとともに、昭和58年４月30日には、流通業務団地予定地（約53ha）が市街化区域に編入され、さらに平成元年３月31日に第２回目の市街化区域、市街化調整区域の見直し及び、平成３年２月１日の飽託４町との合併等を経て、現在熊本都市計画区域面積は42,356ha、うち市街化区域11,651ha、市街化調整区域30,705haで熊本市はこの区域全体の54.5％（ 23,089ha）市街化区域の85.8％（ 9,992ha）市街化調整区域の42.7％（13,097ha）を占めている。

また市街化区域内の一団の農地については、土地区画整理事業等を積極的に進め住民の意志による良好な市街地形成を図ることが考えられている。

市街化区域については、平成４年の都市計画法及び建築基準法の一部改正に伴って、住環境の保護市街地形態の多様化に対応するための用途地域の指定替えを平成８年６月に実施している。市街化調整区域については、農林漁業との健全な調和を図り合理的な土地利用を図っている。また、土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、昭和61年３月熊本駅前北地区、平成８年８月手取本町地区に高度利用地区の指定や、地区の特性にふさわしいまちづくりとして平成２年度に岩倉地区、兎谷地区、平成４年度に城山小学校西地区、大平地区に地区計画を指定している。

（1）用途地域

ア　熊本都市計画用途地域図（別添折込図）

用途地域の規模　　（平9.6.3現在）

区分	熊本都市圏 面積	熊本都市圏 構成比	熊本都市圏 全都市圏面積対比	市域 面積	市域 構成比	市域 全市域面積対比	市域／熊本都市圏	容積率	建ぺい率	後退距離	高さの限度
	ha	%	%	ha	%	%	%	%	%	m	m
第一種低層住居専用地域	1,393	12.0	3.0	968	9.7	3.6	69.5	30 40	60 80	1.0 1.0	10 10
第二種低層住居専用地域	241	2.1	0.5	39	0.4	0.1	16.2	40	80	1.0	10
第一種中高層住居専用地域	2,975	25.5	6.5	2,488	24.9	9.3	83.6	40 60	100 150	—	—
第二種中高層住居専用地域	2,535	21.8	5.5	2,446	24.5	9.2	96.5	50 60 60	100 150 200	—	—
第一種住居地域	1,246	10.7	2.7	1,046	10.5	3.9	83.9	60	200	—	—
第二種住居地域	630	5.4	1.4	567	5.7	2.1	90.0	60	200	—	—
準住居地域	240	2.1	0.5	210	2.1	0.8	87.5	60	200	—	—
近隣商業地域	503	4.3	1.1	494	4.9	1.9	98.2	80	200 300	—	—
商業地域	366	3.1	0.8	366	3.7	1.4	100	80	400 500 600	—	—
準工業地域	1,078	9.2	2.3	1,054	10.5	4.0	97.8	60	200	—	—
工業地域	444	3.8	1.0	314	3.1	1.2	70.7	60	200	—	—
計	11,651	100	25.4	9,992	100	37.5	85.8				

イ　植木都市計画用途地域図

用途地域の規模　　（平9.6.3現在）

区分	植木都市圏 面積	植木都市圏 構成比	植木都市圏 全都市圏面積対比	市域 面積	市域 構成比	市域 全市域面積対比	市域／熊本都市圏	容積率	建ぺい率	後退距離	高さの限度
	ha	%	%	ha	%	%	%	%	%	m	m
第一種低層住居専用地域	45	16.6	0.7	0	0	0	0	40 50	80 100	1.0 1.0	10 10
第一種中高層住居専用地域	68	25.1	1	7.9	56	0.03	11.6	60 60	150 200	—	—
第二種中高層住居専用地域	1	0.4	0	0	0	0	0	60	200	—	—
第一種住居地域	38	14	0.6	6.2	44	0.02	16.3	60	200	—	—
第二種住居地域	13	4.8	0.2	0	0	0	0	60	200	—	—
準住居地域	4	1.5	0.1	0	0	0	0	60	200	—	—
近隣商業地域	9	3.3	0.1	0	0	0	0	80	300	—	—
商業地域	9	3.3	0.1	0	0	0	0	80	400	—	—
準工業地域	41	15.1	0.6	0	0	0	0	60	200	—	—
工業地域	43	15.9	0.7	0	0	0	0	60	200	—	—
計	271	100	4.1	14.1	100	0.05	5.2				

（2）高度利用地区

（平９.４.１現在）

種類	面積（ha）	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度及び最低限度		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の最低限度
		最高限度	最低限度		
熊本駅前北地区	約0.5	60／10以下	20／10以上	8 ／10以下	200 ㎡以上
手取本町地区	約1.0	70／10以下	30／10以上	7 ／10以下	200 ㎡以上
合計	約1.5				

（3）風致地区

（平９.４.１現在）

名称	面積	位置
花岡山・万日山	約 77 ha	横手1･2･3丁目、春日3･4･5丁目、春日町、池上町、戸坂町
八景水谷	10	八景水谷１丁目
立田山	345	清水町大字兎谷、同万石、龍田町上立田、同陳内、黒髪4･5･6･7･8丁目
水前寺	10	水前寺公園
江津湖	238	出水1･2･3丁目、江津1丁目、健軍4･5丁目、湖東２丁目 神水本町、広木町、水源1丁目、画図町大字下江津
本妙寺山	551	島崎3･4･5･6丁目、花園3･4･6･7丁目、谷尾崎町
千金甲	367	谷尾崎町、池上町、松尾町大字上松尾、同松尾、小島下町
計	1,598	

（4）駐車場整備地区

（平９.４.１現在）

位置	面積	指定年月日
市中心街	143.9 ha	昭和45年４月10日

（5）防火地域及び準防火地域

（平９.４.１現在）

地域名	面積
防火地域	95.70 ha
準防火地域	1,224.86

用 途 地 域 図 （平9．6．3現在）

熊本都市計画区域面積	23,089ha	（市域分）
うち市街化区域	9,992ha	
市街化調整区域	13,097ha	
植木都市計画区域面積	137ha	（市域分）
うち用途地域	14.1ha	
用途地域無指定	122.9ha	

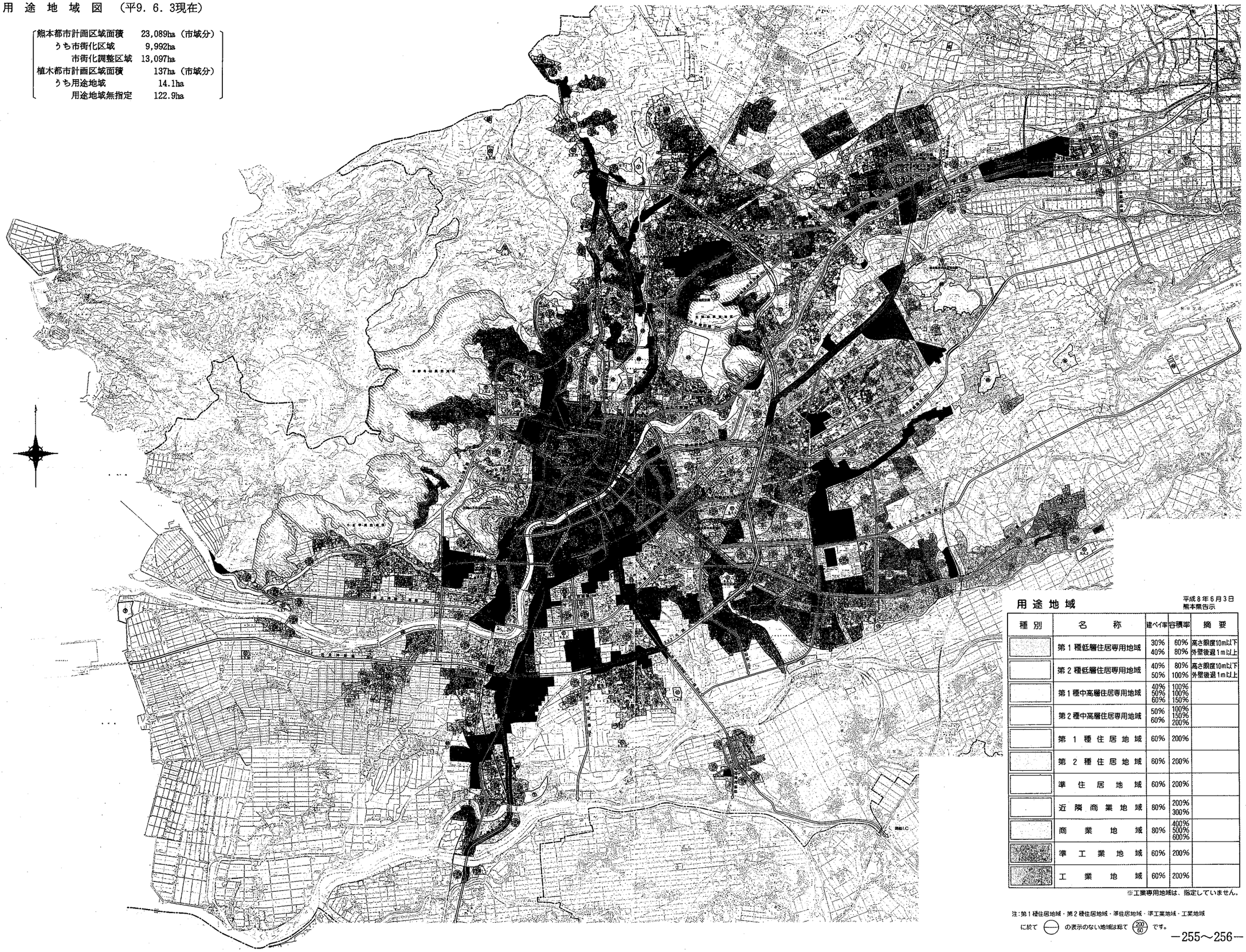

用 途 地 域

平成８年６月３日
熊本県告示

種別	名称	建ぺい率	容積率	摘要
	第１種低層住居専用地域	30% 40%	60% 80%	高さ限度10m以下 外壁後退１ｍ以上
	第２種低層住居専用地域	40% 50%	80% 100%	高さ限度10m以下 外壁後退１ｍ以上
	第１種中高層住居専用地域	40% 50% 60%	100% 100% 150%	
	第２種中高層住居専用地域	50% 60%	100% 150% 200%	
	第１種住居地域	60%	200%	
	第２種住居地域	60%	200%	
	準住居地域	60%	200%	
	近隣商業地域	80%	200% 300%	
	商業地域	80%	400% 500% 600%	
	準工業地域	60%	200%	
	工業地域	60%	200%	

※工業専用地域は、指定していません。

注：第１種住居地域・第２種住居地域・準住居地域・準工業地域・工業地域
に於て ― の表示のない地域は総て (200/60) です。

（6）都市計画道路　（平9．4．1現在）

ア　道路網図

区　　分	路線数	熊本市域内延長	市域外延長	総　延　長
熊本都市計画区域	59 (9)	約 200,340m	約43,210m (約15,130m)	約 243,550m
植木都市計画区域	7 (4)	約 1,040m	約15,210m (約11,490m)	約 16,250m
計	66 (13)	約 201,380m	約58,420m (約26,620m)	約 259,800m

※（　）内は、熊本市域にまたがらない路線数及び路線延長

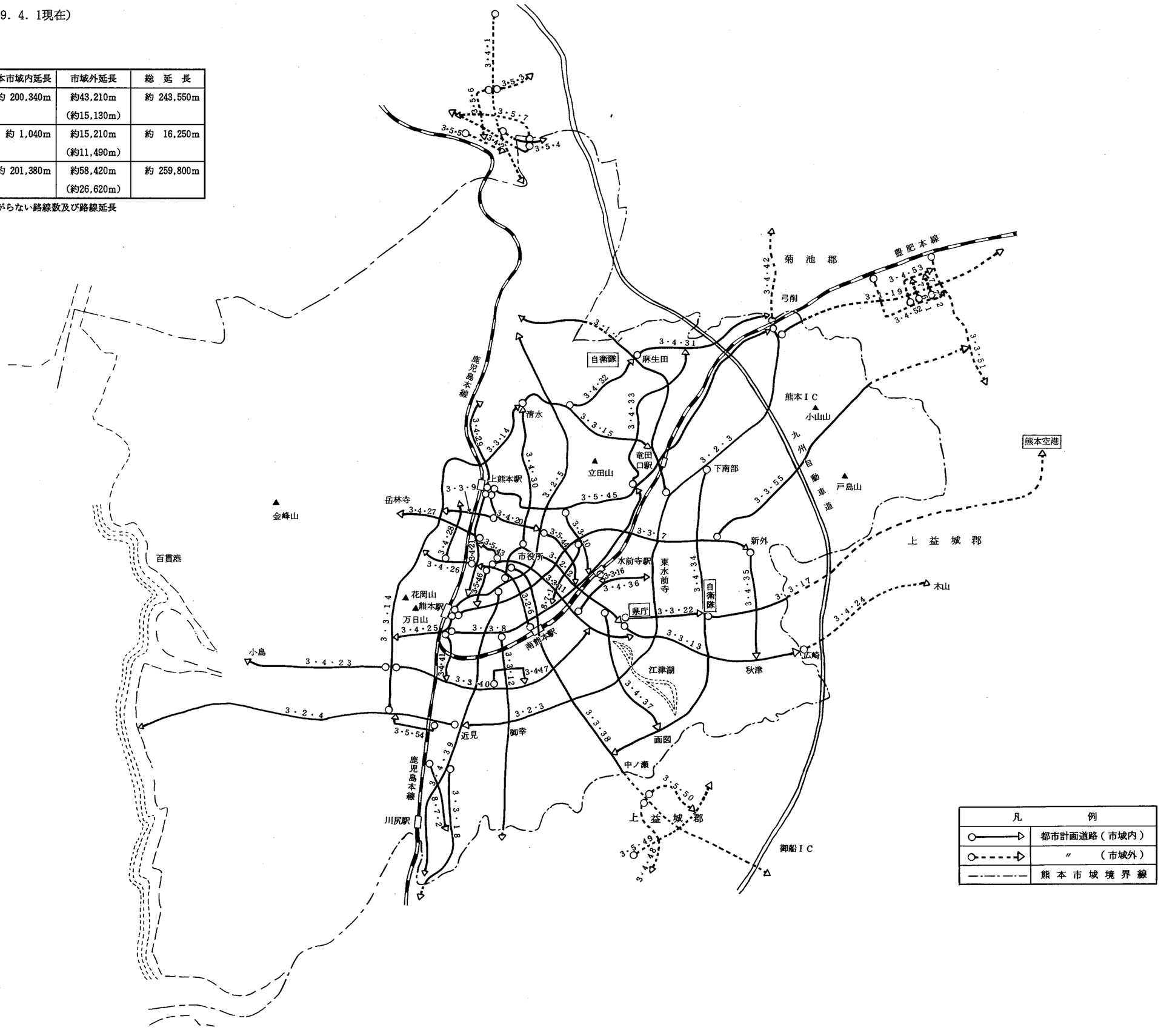

イ　都市計画道路一覧（市域内）

熊本都市計画区域

（平９.４.１現在）

道路番号			道路名称	主なる幅員	計画決定延長（約）	整備済延長
区分	規模	番号				
3	1	1	新南部四方寄線	40 m	6,690 m	1,000 m
3	1	19	弓削原水線	40	490	490
3	2	2	新市街水前寺線	36	4,420	4,420
3	2	3	弓削近見線	36	15,480	15,480
3	2	4	近見沖新線	36	8,530	3,420
3	2	5	熊本駅北部線	30	9,230	8,620
3	2	6	南熊本駅新町線	30	2,010	1,400
3	3	7	熊本駅新外線	22	8,580	6,110
3	3	8	二本木小磧線	22	6,970	4,120
3	3	9	池田町花園線	22	1,520	0
3	3	10	子飼新大江線	22	1,870	1,650
3	3	11	船場神水線	25	4,670	1,500
3	3	12	本荘犬渕線	25	5,050	2,490
3	3	13	水前寺秋津線	22	4,950	4,950
3	3	14	野口清水線	25	11,790	2,060
3	3	15	清水竜田線	25	2,820	0
3	3	16	水前寺駅西水前寺線	22	180	0
3	3	17	東町空港線	22	2,210	2,210
3	3	18	南高江富合線	25	3,070	3,070
3	3	22	砂取健軍線	22	2,190	1,730
3	3	38	新市街御船インター線	25	6,140	4,200
3	3	40	新土河原出水線	25	5,740	2,340
3	3	55	保田窪菊陽線	25	6,190	0
3	4	20	上熊本藤崎宮線	20	1,930	1,930
3	4	21	上熊本細工町線	19	2,910	2,330
3	4	23	新土河原小島線	20	3,910	3,250
3	4	25	熊本駅城山線	16	2,070	2,070
3	4	26	新町戸坂線	16	1,720	0
3	4	27	段山島崎線	16	2,220	740
3	4	28	戸坂本妙寺線	16	1,630	0
3	4	29	上熊本法成寺線	16	2,280	2,280
3	4	30	手取本町清水線	16	3,830	610
3	4	31	麻生田弓削線	16	3,440	3,440
3	4	32	清水町万石麻生田線	16	2,340	0
3	4	33	小磧清水楡木線	16	4,490	0
3	4	34	下南部画図線	16	8,930	2,550
3	4	35	新外秋津線	16	2,810	1,350
3	4	36	出水町国府東水前寺線	16	2,280	280
3	4	37	水前寺画図線	16	3,600	1,850
3	4	39	長六橋川尻線	17.5	7,600	7,600
3	4	41	二本木蓮台寺線	16	1,350	1,350
3	4	42	大窪山下線	16	100	100
3	4	47	平田田迎線	16	1,760	1,760
3	5	43	桜町段山線	15	760	0
3	5	44	南千反畑大江線	15	1,850	1,850
3	5	45	上熊本弓削線	12	10,570	720
3	5	46	船場本山線	12	920	320
3	5	54	刈草薄場線	12	820	0
8	7	1	新屋敷長溝線	4	1,550	1,280
8	7	2	南高江元三線	7	1,880	1,880
50路線					200,340	110,800

植木都市計画区域

道路番号			道路名称	主なる幅員	計画決定延長（約）	整備改良済延長
区分	規模	番号				
3	4	2	尾当滴水線	14 m	420 m	0 m
3	5	4	長浦改寄線	14	540	0
3	5	7	仁連塔滴水線	14	80	0
3路線					1,040	0

ウ　道路計画及び道路整備の規模別分類　（平９.４.１現在）

分類 / 規模別	道路計画決定延長（m）						道路整備済延長（m）					
	市街化区域	比率	市街化調整区域	比率	合計	比率	市街化区域	進捗率	市街化調整区域	進捗率	合計	進捗率
区分規模		%		%		%		%		%		%
3 1	5,891	2.9	1,289	0.7	7,180	3.6	1,490	25.3	0	0	1,490	20.7
3 2	30,140	15.0	9,530	4.7	39,670	19.7	27,000	89.6	6,340	66.5	33,340	84.2
3 3	60,180	29.9	13,760	6.8	73,940	36.7	34,750	57.7	1,680	12.2	36,430	49.2
3 4	51,490	25.6	9,710	4.8	61,200	30.4	30,760	59.7	2,730	28.1	33,490	54.7
3 5	15,740	7.8	220	0.1	15,960	7.9	2,670	17.0	220	100	2,890	18.1
8 7	3,430	1.7	0	0	3,430	1.7	3,160	92.1	—	—	3,160	92.1
計	166,871	82.9	34,509	17.1	201,380	100	99,830	59.8	10,970	31.7	110,800	55.0

（７）駅前広場　（平９.４.１現在）

広場名	面積	摘要
熊本駅前広場	14,800 ㎡	都市計画道路3･3･ 7号 熊本駅新外線
南熊本 〃	3,850	〃 3･2･ 6〃 南熊本駅新町線
水前寺 〃	2,100	〃 3･3･16〃 水前寺駅西水前寺線
上熊本 〃	3,800	〃 3･4･21〃 上熊本細工町線

（８）景観整備

ア　都市景観

美しく活力ある森の都くまもとにふさわしい都市景観を創造するために、本市では平成元年10月に都市景観条例を制定した。

この条例は熊本城や水前寺・江津湖の周辺地域においては、これらを生かし熊本らしさを際立たせるような、又その他の地域においてはそれぞれの地域の特色を生かした都市景観の形成を目指している。平成３年４月には大規模建築物等の届出を開始した。

大規模建築物等届出件数　（平成８年度）

種類	建築物	土地区画	広告物	工作物	土石	計
件数	220	70	47	24	1	362

イ　屋外広告物

平成８年４月の中核市移行に伴い屋外広告物法に関する事務を県から引き継いだ。

この事務は都市景観の大きな要素である屋外広告物を規制・誘導し、歴史と自然を生かした良好な景観形成と快適な環境の維持を目的としている。

事務内容としては、屋外広告物の許可、違法なはり紙、はり札、立看板の除却、違法ポスターの減少を目的としたコミュニティーボード設置事業を行っている。

屋外広告物許可件数　（平成８年度）

種　類	許　　可	更新許可	電　柱　等	計
件　数	166	1,050	7,198	8,414

除却件数　（平成８年度）

種　類	はり紙	はり札	立看板	計
件　数	8,088	8,668	7,656	24,412

（９）開発指導

ア　都市の秩序ある発展を図るために、都市計画区域においては、開発行為の指導を行っている。

なお、開発許可事務は、平成４年４月１日、県知事から市長に委任されていたが、平成８年４月１日、中核市移行に伴い市長の事務となった。

開発許可件数

区分＼年度		4	5	6	7	8
市街化区域	件　数	101	117	93	94	101
	面　積（㎡）	284,463	287,171	262,804	343,015	258,137
市街化調整区域	件　数	53	68	84	71	71
	面　積（㎡）	109,337	94,070	198,414	270,753	115,768
計	件　数	154	185	177	165	172
	面　積（㎡）	393,800	381,241	461,218	613,768	373,905

イ　市民の安全な生活環境の整備を図るために、宅地造成等規制区域においては、宅地造成の指導を行っている。なお、宅地造成に関する工事の許可事務は、平成４年４月１日、県知事から市長に委任されていたが、平成８年４月１日、中核市移行に伴い市長の事務となった。

宅地造成等規制法による許可件数

区分＼年度	4	5	6	7	8
許可件数	16	23	21	18	14

2 建 築 指 導

（1）建築確認申請状況

種別＼年度		4	5	6	7	8
申請	一般確認申請	4,702 件	4,673 件	4,695 件	4,202 件	4,450 件
	道路指定申請	46	29	33	46	34
	許可申請	31	64	36	61	33
現場検査	住宅公庫中間検査	2,096	2,524	2,608	2,069	2,161
	〃 改良検査	203	173	197	93	90
	一般建築竣工検査	783	674	712	781	1,002
	昇降機竣工検査	149	146	129	160	186
特殊申請	計画通知	183	217	213	145	109
	工作物申請	227	174	157	181	201

（2）建築指導パトロール等

ア 建築パトロール

違反建築の早期発見、防止を主目的に、随時実施している。

イ 建築物防災査察

建築物防災週間（上期９月初旬・下期３月中旬）及び６月・12月に特殊建築物の防災査察を実施しており、８年度においては、店舗、病院、ホテル等延べ12件を査察している。その他ビル等からの落下物防止の指導等も行っている。

ウ 一斉公開パトロール

違反建築防止週間（10月中旬）の１日間を公開による一斉パトロールの日と定めて、市内全域にわたって違反建築物の摘発、指導をしている。

８年度においては、共同住宅及び分譲住宅に重点をおき、38件を調査している。

（3）違反建築物取扱件数

（平成８年度）

違反事項	違反該当法令	違反建築物件数	是正指導中のもの	完結したもの
確認申請手続	法第 6条	23 件	7 件	16 件
構造耐力上必要な規制	〃第 20条			
耐火又は簡耐としなければならない建築物	〃第 27条			
居室の採光換気についての規制	〃第 28条			
避難施設等	〃第 35条			
敷地と道路との関係	〃第 43条			
道路内の建築制限	〃第 44条	7	4	3
用途地域内の建築制限	〃第 48条	3		3
建ぺい率	〃第 53条	3	2	1
建築物の各部分の高さの制限	〃第 56条			
防火地域内の建築物の規制	〃第 61条			
準防火地域内の建築物の規制	〃第 62条			
内装制限	令第 128条の４ 〃第 129条			
第１種住居専用地域内における外壁の後退距離	法第 54条	2	2	
計		35	15	20

（4）優秀建築物表彰

熊本市では、昭和55年度より市民による美しく住みよい街づくりの推進と建築水準の向上を図る一環として、企画、設計、施工が優れており、都市環境の整備に貢献していると認められる建築物について建築主や設計者、施工者を表彰するとともに銘板を贈ることとしている。（3年毎に実施）

年　　度	58	61	元	4	7
表彰建築物（件）	4	4	5	7	5

（5）ぱちんこ店の建築に関する指導要綱

この要綱は、快適で良好な都市環境の形成及び少年の健全な教育環境の保全を目的とし学校、児童福祉施設の敷地の周囲200メートルの区域内において「ぱちんこ店」を建築しようとするときの建築主等に対し、事前の届出並びに近隣住民への事前説明等の義務について定めており、昭和63年4月20日より施行している。

（6）中高層建築物の建築に関する指導要綱

この要綱は、中高層建築物の建築に伴う紛争防止のため、建築主に対し、近隣住民への建築計画の説明を義務付けるなど、建築主と近隣住民との「相互理解」を目的として制定したもので、昭和63年10月15日より施行し、平成8年度は106件を指導した。

（7）熊本市やさしいまちづくり建築物整備促進事業補助金交付要綱

この要綱は、高齢者や障害者が円滑に利用できる、建築物の整備促進を図るため、平成7年10月1日から、同要綱を施行している。

（8）建　築　協　定

本市では、住宅地としての環境を高度に維持増進するため、建築基準法に基づく建築協定の推進に努めている。

現在、本市における協定の延べ件数は25件となっている。

（9）建築行政協力員制度

この制度は、本市内における違反建築の防止を目的として熊本県建築士会等関係3団体の協力のもと昭和51年に発足したものである。

しかし、最近の建築行政に対する期待はますます複雑多岐にわたっていることから平成2年4月1日付けで、この制度を改正して違反建築の防止はもとより建築物の防災等に関する啓発活動についても協力をお願いし、併せて協力員の任期を2年に延長するとともに協力員数も30人に増員し体制の充実を図った。

3　公　園　緑　地

清れつな地下水や豊かな緑など本市の恵まれた自然環境は、都市に潤いを与えるとともに、市民生活の良好な環境の形成に大きな役割を果たしている。この豊かな自然を、後世に偉大な資産として継承することは、私たちの“つとめ”であり、本市では熊本城、立田山などの拠点緑地や、水前寺江津湖、白川、坪井川などの親水空間を、都市づくりの中核として良好な都市景観の維持・形成に配慮しつつ、季節感豊かで潤いに満ちた生活空間とするために公園としての整備を進め、また、都市部などの市街地ではまちの活性化の拠点として、周辺市街地では日常的な余暇活動の拠点として公園の整備を推進している。

平成8年度末での本市の都市公園等の整備状況は、628カ所490.05haで、これは市民一人当たり7.50㎡の整備水準となっている。このほか、民有地等を借地した100カ所9.45haの「まちの広場」を供用している。

本市では、今後さらに安全で快適な都市基盤としての都市公園等の整備を図るため、

ア　地域に密着した街区公園、近隣公園、地区公園の住区基幹公園の整備を積極的にすすめる。

イ　中心市街地にオープンスペースを確保するため、河川敷公園、緑地の整備を促進する。

ウ　レクリエーション需要の高まりに対処して、広域公園の整備をすすめる。

エ　大震火災等の災害に対応した、防災公園の整備をすすめる。

これを基本方針として、平成12年度末までに市民一人当たりの都市公園等の面積を11㎡以上とすることを目標とし、公園緑地の確保を図っている。

また、昭和30年代前半に開設された公園が老朽化し、周辺の環境とマッチしなくなったため、公園の全体改良を実施し、地域の特性を生かした利用しやすい公園造りに取り組んでいる。

公園管理にあたっては、日常的な維持管理の充実を図るとともに、住民参加の公園愛護会の活性化を図り効率的な管理を行うなど、公園がいつでも安全に、快適に利用されるよう努めている。

都市公園等の整備状況

（平９.3.31現在）

種別	都市計画決定					②都市計画決定していないが供用しているもの		供用しているもの（①+②）			備考
	計画決定		①供用								
	箇所数	面積	箇所数	面積	供用率	箇所数	面積	箇所数	面積	一人当面積	
	カ所	ha	カ所	㎡	%	カ所	㎡	カ所	㎡	㎡／人	
街区公園	175	41.71	169	401,836	96	374	282,417	543	684,253	1.05	
近隣公園	24	41.40	19	278,690	67	1	21,303	20	299,993	0.46	
地区公園	5	23.40	5	230,922	99	－	－	5	230,922	0.35	
総合公園	1	56.30	1	535,686	95	－	－	1	535,686	0.82	
運動公園	3	121.80	2	795,300	65	1	30,054	3	825,354	1.26	熊本県民総合運動公園含む
特殊公園 風致公園	3	15.50	3	171,859	111	2	11,976	5	183,835	0.28	
特殊公園 歴史公園など	6	9.00	6	75,484	84	3	79,054	9	154,538	0.24	
広域公園	1	126.50	1	1,097,292	86	－	－	1	1,097,292	1.68	総合体育館、湖面含む
緑地	16	219.79	14	552,120	25	24	158,535	38	710,655	1.09	
墓園	3	24.40	3	177,979	73	－	－	3	177,979	0.27	
都市公園合計	237	679.80	223	4,317,168	64	405	583,339	628	4,900,507	7.50	
まちの広場	－	－	－	－	－	100	94,512	100	94,512	0.14	
その他	－	－	－	－	－	6	19,800	6	19,800	0.03	
合計	237	679.80	223	4,317,168	64	511	697,651	734	5,014,819	7.68	

（注１）人口は、平成９年４月１日現在の推計人口653,000人

（注２）まちの広場は五郎ヶ池調整池広場を含む

市民一人当たり都市公園等面積の推移

種別＼区分＼年度	4			5			6			7			8		
	数	面積	一人当面積	数	面積	一人当面積	数	面積	一人当面積	数	面積	一人当面積	数	面積	一人当面積
		ha	㎡		ha	㎡		ha	㎡		ha	㎡		ha	㎡
利用中の街区公園	479	60.45	0.95	501	63.29	1.00	517	65.83	1.03	532	66.97	1.03	543	68.43	1.05
利用中の全公園	557	457.58	7.21	580	469.50	7.38	599	475.88	7.44	616	483.58	7.46	628	490.05	7.50

4 都 市 開 発

(1) 土地区画整理事業

本市の土地区画整理事業は、戦前では昭和6年に組合施行による国府第一土地区画整理事業、翌7年に水前寺土地区画整理事業、大江東部土地区画整理事業を施行し、これに併行して耕地整理が各所で行われたが戦後は国の方針に基づく戦災復興土地区画整理事業の着工を見た。

また市の東部地区においては、市施行による東部第一土地区画整理事業が完成し、現在西部地区において西部第一土地区画整理事業を施工中である。そのほか市内各所において、住宅地開発を目的とする事業が、組合等の施行により逐次行われており、戦前戦後を通じ本市では44地区（1,558.6ha）において、計画的な市街地が造成されている。さらに、今後の施行予定地区として、楡木地区外4地区（132.5ha）がある。

施行状況

地区名	施行者	法分類	施行面積	認可年月日	減歩率	公共用地率	施行年度	総事業費
		条項	ha	平	%	%	平	千円
画図	組合	3～2	29.1	6.12.21	41.6	32.5	6～13	3,117,000
田迎東	〃	〃	4.0	5. 4.12	32.0	19.5	5～8	483,000
陣内	〃	〃	30.3	8. 4.23	60.9	33.3	8～14	6,687,500
西部第一	市	3～3	38.2	4.12.16	25.9	21.6	4～12	6,840,000

完了地区名〔国府第一、水前寺（組合）、大江東部、花岡山、戦災復興、健軍第二、秋津第一、国府第二、城東、東部第一、江津第一、秋津第二、清水、江津湖団地、長溝団地、万石団地、榎団地、託麻団地、楠団地、富ヶ丘、国府第三、津ノ浦、武蔵ヶ丘、鳥ヶ江、戸島南台、出水第二、出水第一、佐土原、城山上代、八王寺、田井島、水前寺、八分字、南部第一、戸坂、八幡、御幸笛田、清水亀井、城山大塘、大石崎〕

(2) 今後の施行予定地区

現在（平成9年1月末）、本市の市街化区域内に残存する農地は1,037haあり、この内土地区画整理事業による開発が適当な地区が22地区151.4haあるが、この農地が開発等により年間約122haがつぶされスプロール現象が進行している。

そこで、地元懇談会など開催し地権者の意向を十分把握し、それを組込んで計画的な宅地開発を適正に誘導し、促進するため市街化区域内未利用地地区整備計画を作成している。

また、土地区画整理を事業手法とした地区は5地区132.5haで計画されており、現在4地区101.6haで事業が実施され、他地区においても準備がすすめられている。

(3) 市街地再開発

本市の既成市街地においても、都市化の進行とともに人口の空洞化・交通問題・用途混在・建築物の老朽化などの環境悪化や機能更新の遅れなど問題が顕在化してきている。

このような都市問題を解決するため、道路・公園等の都市基盤施設と建築物との総合的な整備と生活環境などの改善を目指し各種事業手法による市街地の再開発を推進する。

ア　中心部の市街地再開発事業

市街地再開発事業は、低層の木造建築物が密集し生活環境の悪化した所や土地利用の非効率な市街地において、細分化された敷地を広く統合し、不燃化された共同建築物に建て替え、あわせて公園・緑地・広場・街路等の公共施設とオープンスペースを確保することにより、快適で安全な都市環境を再生させるものである。

市街地再開発事業の実施中地区

地　区	施行者	事業年度	地区面積	敷地面積	建築面積	延床面積	用　途
			ha	㎡	㎡	㎡	
手取本町地区	組　合	平8～11	1.0	5,731	4,325	51,500	商業・公益・医療・業務施設等
上通A地区	組　合	平9～13	1.2	8,278	6,000	55,700	商業・ホテル・業務・美術館・財団施設

本市では、事業の推進を指導・監督しながら、施行者に対し事業費の一部補助を行っている。

イ　優良建築物等整備事業

この事業は、良好な街並み形成実現のため民間活力を活用し、土地の合理的利用、市街地環境の整備、市街地における良好な中高層住宅の供給等を総合的に促進することを目指す、都市計画法等の手続きを要しない任意の事業である。

優良建築物等整備事業の実施地区

地　区（完了）	施行者	事業年度	地区面積	敷地面積	建築面積	延床面積	用　途
			ha	㎡	㎡	㎡	
下通地区	民　間	平4～5	0.12	902	630	5,467	商業施設・銀行

本市では、施工者に対し事業費の一部を補助し、土地の有効利用を促進している。

ウ　拠点地区等

・水前寺地区

都市基盤の整備及び交通結節機能の強化を図るため平成7年度、平成8年度整備の基本方針、土地利用の方針、公共施設の整備に関するマスタープランである「地区再生計画」、「街区整備計画」の作成に取り組んだ。

また、地元においては平成6年度に水前寺地区まちづくり連絡協議会（自治会、商店街等による）が設立されており、今後地域と一体となったまちづくりへ向けて地元啓発活動を進めていく。

・子飼地区

平成7年度に子飼地区まちづくり協議会（自治会、商店街）が設立され、地元ではまちづくりに対する関心が高まっている。今後、良好な宅地供給促進と魅力ある快適なまちづくりへ向けた地元啓発活動を進めていく。

・新町地区等

新町地区は、平成5年度から地区の再開発マスタープラン作成へ向けて調査を行ってきたが、その中で任意の再開発事業の可能性が高まっており、地域の整備方針や公共施設の整備方針について建設大臣協議への検討を進める。又、健軍・上熊本地区等においても必要に応じて地元住民の意見を十分に反映させ、

地域と一体となったまちづくりを行うため地元啓発活動を進めていく。

（4）熊本駅周辺整備

「熊本市総合計画」では、将来の都市構造として一点集中型から多核的市街地構造へと転換することとし、熊本駅周辺地区を「副都心」として位置づけ、都心機能を補完する一大拠点づくりを進めている。

本市の都市化傾向は、全体として東部・北部地域へ偏った発展をしている。

特に西部地域は中心市街地から比較的近い距離にありながら、地形的要因などから都市化の進展が遅れている。

また、熊本駅周辺を中心に南北に伸びるＪＲ鹿児島本線が市街地を東西に分断していることが、均衡ある都市の発展への阻害要因となっている。

そのため、本市ではＪＲ鹿児島本線の鉄道高架化を図り、高架化と一体となって熊本駅周辺の市街地整備を推進し、九州新幹線熊本駅整備との整合を図りながら県都熊本の玄関口に相応しい街づくりを目指す。

ア　熊本駅周辺地域整備

九州新幹線鹿児島ルートについては、平成８年12月船小屋～新八代間約83㎞がスーパー特急方式で着工されることが決定、またその着工順位及び時期等についてはその後政府・与党による検討委員会で決められることとなった。

熊本駅周辺地域整備は九州新幹線や鹿児島本線の鉄道高架化等の事業とも絡み、熊本駅の西側を中心とした土地区画整理事業調査や東地区の市街地再開発事業の立ち上げ支援、さらに道路網の整備等の都市基盤整備等実施に向け取り組んでおり、これらの事業に関係する用地の先行取得も行っている。

また、９年度には熊本駅周辺地域の整備計画を県市で策定し、この地域の整備の推進を図る。

イ　ＪＲ鹿児島本線鉄道高架事業

鹿児島本線の鉄道高架化については、熊本駅周辺のまちづくりの熟度が向上したことから、９年度鹿児島本線の白川操車場手前付近から段山踏切手前付近の約3.3㎞、またこれに関連して豊肥本線の熊本駅から坪井川右岸の約1.0㎞において連続立体交差事業の補助調査が採択された。この調査は２カ年にわたり行われるが、その後の事業採択が最も重要であり、市としてはこの区間が早期に事業採択されるよう事業主体である県と連携をとりながら事業を進めている。

（5）辛島公園地下駐車場

都心部においては、駐車需給バランスのくずれによる交通混雑並びに駐車場不足に伴う商業、業務の低下を招いている。そこで道路本来の機能回復と商業の活性化を図ることを目的に、都心部に地下駐車場を建設したものである。また、駐輪場を併設して、歩行者交通の安全性と都市美観に寄与している。

所在地	辛島町１番地下１号
敷地面積	10,300㎡
延面積	22,775㎡
構造	鉄筋コンクリート造地下２階一部４階
工期	平成元年度（３月）～平成４年度（11月）

供用開始　平成５年２月１日

建設費　7,500,000千円

財源内訳　有料道路整備資金貸付金（建設省）　2,480,000千円

市債　4,095,000千円

一般財源　925,000千円

収容台数　自動車625台　二輪車400台　自転車500台

利用状況

区分／年度	自動車		二輪車	自転車
	台数	駐車場使用料収入	台数	台数
5	316,367台	210,779,700円	113,881台	136,019台
6	375,021	244,675,700	130,266	149,018
7	430,126	283,976,400	142,769	145,227
8	447,285	292,926,200	160,474	146,332

※平成５年２月１日供用開始　二輪車、自転車は無料

駐車場公社

名称　財団法人熊本市駐車場公社

設立年月日　平成５年１月18日

目的　熊本市における道路交通の円滑化を図り、もって市民の安全と福利の増進に寄与することを目的とする。

事業　熊本市から委託された路外駐車場の管理

路外駐車場の設置及び管理

熊本市の駐車場施策に協力する事業

その他公社の目的を達成するために必要な事業

基本財産　50,000千円（市出捐金）

駐車料金

区分	駐車料金	
基本料金	１時間以内	300円
超過料金	１時間を超え30分までごとに	100円
夜間料金	午後11時から翌朝８時まで	1,000円
全日定期駐車料金	１月	25,000円
平日定期駐車料金	１月	13,000円
回数駐車券	100円券　11枚 プリペイド　3,300円券 〃　5,500円券	1,000円 3,000円 5,000円

5 下　水　道

下水道は、健康で快適な生活を営むための生活環境施設として位置づけられるとともに、近年大きな社会問題となっている公共用水域の汚染を防止し、自然環境並びに水質保全を図るためのきわめて公共性の高い施設であり、本市においても最重要施策のひとつとして整備促進に努力している。

本市における公共下水道は、市域面積26,625haのうち市街化区域を中心に周辺集落を含めた12,750haにおいて中部・東部・南部・西部・北部・河内の６処理区に分割した基本計画を策定し、現在その内、11,237haの認可を取得し整備を進めている。

計画区域のうち中部・東部・南部・北部についてはすでに処理を開始しており、平成８年度末における下水道普及率は71.5％である。

平成８年度を初年度とする第８次五カ年計画においては、現在一部を中部浄化センターにおいて暫定処理している西部処理区について、平成11年の西部浄化センターの運転開始を図り、合併を契機に新たに計画区域とした飽田、天明地区の公共下水道に着手するとともに、単独処理区となる河内処理区について、特定環境保全公共下水道の認可を取得し、更なる整備促進を予定している。

今後、合流式下水道や恒常的な浸水箇所の改善を図るとともに、全国的に注目されている下水道資源としての処理水、汚泥の有効利用を押し進めるなど下水道の質的向上を目指し、二十一世紀へ向けて住み良い環境づくりを推進する。

また、平成４年４月１日には、効率的な下水道事業を推進するため、財団法人下水道技術センターが発足し、下水道の早期整備と普及及び適切な維持管理を行い、健康で快適な都市づくりに寄与するため業務を開始している。

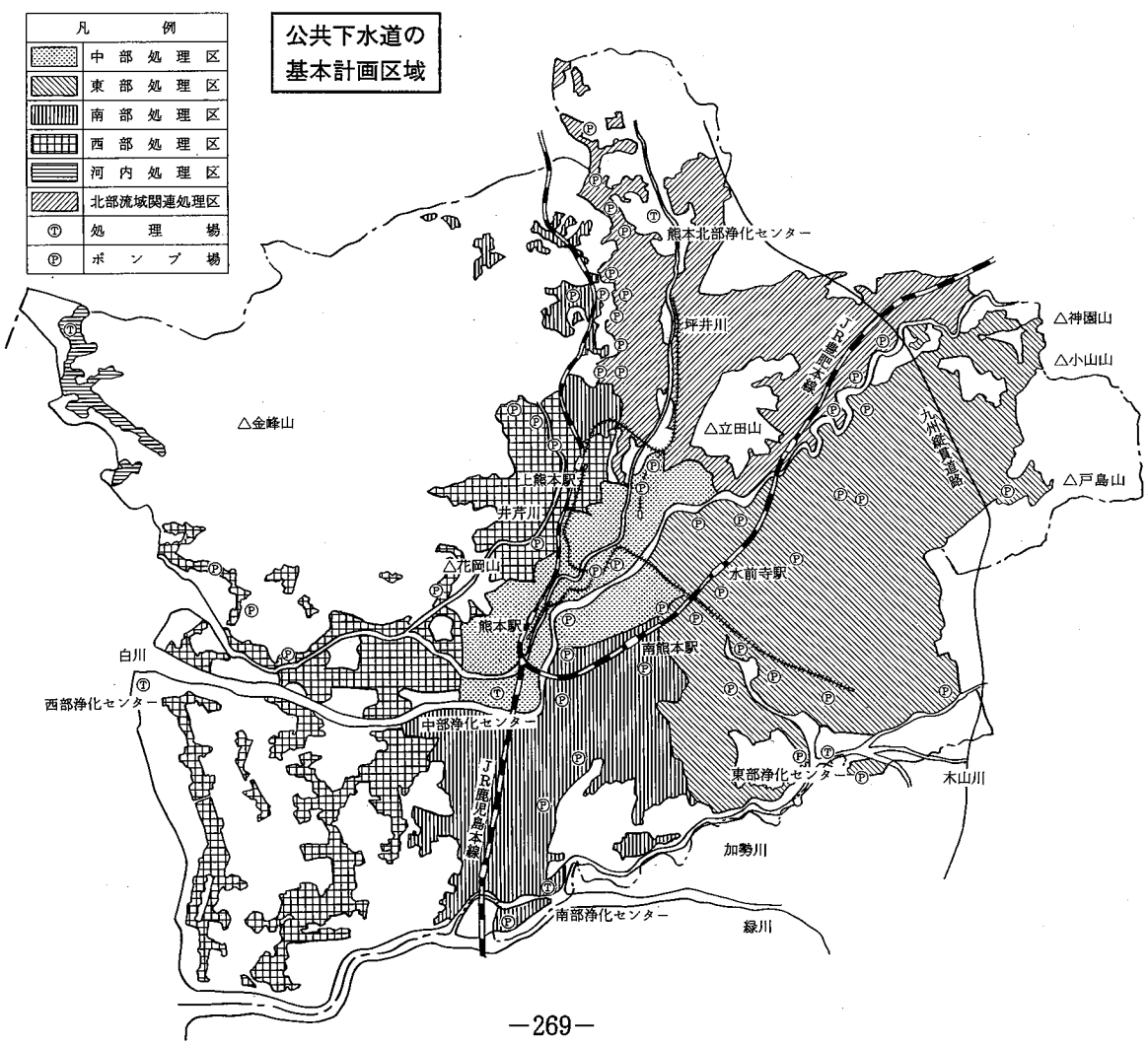

（1）事業計画　事業認可年月日　昭和23年12月15日

着工年月日　昭和23年 4月 1日

完工年月日　平成13年 3月31日

排除方式　合流式、分流式

（平９.3.31 現在）

区分		基本計画 (A)	実施済 (B)	進捗率B／A (%)
総事業	処理面積(ha)	12,750	7,317	57.4
	処理人口(人)	738,100	456,310	61.8
	汚水ポンプ場(カ所)	54	28	47.5
	雨水 〃 (〃)	5	5	100
	終末処理場	5	3	60.0
	事業費(千円)	466,787,960	266,748,430	57.1
	国庫補助(〃)	159,561,000	87,193,460	54.6
	県費補助(〃)	0	0	—
	市費その他(〃)	32,939,960	25,711,080	78.1
	市債(〃)	274,287,000	153,843,890	56.1
中部処理区	処理面積(ha)	1,657	1,314	79.3
	処理人口(人)	133,400	82,070	61.5
	汚水ポンプ場(カ所)	7	6	85.7
	雨水 〃 (〃)	4	4	100
東部処理区	処理面積(ha)	4,478	3,290	73.5
	処理人口(人)	273,100	228,890	83.8
	汚水ポンプ場(カ所)	15	14	93.3
	雨水 〃 (〃)	—	—	—
南部処理区	処理面積(ha)	1,873	1,048	56.0
	処理人口(人)	98,300	53,870	54.8
	汚水ポンプ場(カ所)	5	3	60.0
	雨水 〃 (〃)	1	1	100
西部処理区	処理面積(ha)	2,237	392	17.5
	処理人口(人)	94,100	25,540	27.1
	汚水ポンプ場(カ所)	12	2	16.7
	雨水 〃 (〃)	—	—	—
北部流域関連処理区	処理面積(ha)	2,407	1,273	52.9
	処理人口(人)	133,300	65,940	49.5
	汚水ポンプ場(カ所)	18	3	16.7
	雨水 〃 (〃)	—	—	—
河内処理区	処理面積(ha)	98	0	0
	処理人口(人)	5,900	0	0
	汚水ポンプ場(カ所)	2	0	0
	雨水 〃 (〃)	—	—	—

(注)西部処理区の処理については暫定的に中部浄化センターにおいて処理

行政区域人口に対する普及率（平９.3.31 現在）

行政区域人口	処理人口	普及率
638,190人	456,310人	71.5%

（2）下水道使用料　（平成5年3月26日改正 平成5年6月1日から施行）

汚水の種類	使用料		
一般家庭用及び営業用汚水（公衆浴場用及び水道水以外の水の使用による一般家庭用汚水を除く。）	基本料金	10立方メートルまで	400円
	従量料金（1立方メートルにつき）	10立方メートルを超え20立方メートルまで	50円
		20立方メートルを超え50立方メートルまで	65円
		50立方メートルを超え200立方メートルまで	85円
		200立方メートルを超え500立方メートルまで	100円
		500立方メートルを超え2,000立方メートルまで	120円
		2,000立方メートルを超える分	140円
公衆浴場用汚水	1立方メートルにつき		5円
水道水以外の水の使用による一般家庭用汚水	1世帯につき		500円

（注）1　料金は、1月につき汚水の種類及び量に応じ、上記料金表に定めるところにより算定した額に100分の103を乗じて得た額とする。この場合において1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。
2　公衆浴場用汚水とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき熊本県知事が定める公衆浴場入浴料金の統制額の指定の適用を受けるものから排除された汚水をいう。

徴収方法　水道水……水道局へ徴収委託（8年度委託料293,159,739円）
井戸水……納付制・口座振替制

（3）受益者負担金　（昭和50年12月19日条例公布 昭和51年 8月 1日賦課開始）

$$\text{受益者の負担金額} = \frac{\text{末端管きょ事業費} \times \frac{1}{3.5}}{\text{負担区域総面積} \times 0.8} \times \text{賦課区域内の受益者の土地面積}$$

単位負担金額　1㎡当たり200円
徴収方法　原則として一括納付、ただし、受益者が分割納付を申し出た場合は、3年間の12回分割

（4）水洗便所普及状況及び貸付金

種別／年度	処理可能人口	処理戸数（世帯）	水洗便所設置戸数	水洗便所人口	普及率（%）
4	382,200	123,190	113,315	350,861	
5	411,560	132,451	121,032	375,323	
6	430,755	138,629	126,826	393,280	
7	442,309	142,347	132,049	410,307	92.7
8	456,310	146,863	136,321	424,308	92.9

貸付金額　くみ取り便所1カ所又は、浄化槽廃止1基につき317,000円以内
貸付期間　30カ月
返還方法　無利子、30カ月以内の月賦均等償還
貸付条件　○市内居住者
○返済能力のあるもの
○市税を滞納していないもの
○保証人1人

貸付金（昭43．1貸付開始）

種別／年度	貸付箇所数	金額
昭42～平4	42,984	4,921,418千円
5	2,490	496,998
6	2,928	566,979
7	1,247	275,706
8	893	201,729
計	50,542	6,462,830

（5）終末処理場

種別 / 処理場名	処理面積	処理人口	敷地面積	現有処理能力	処理方式
	ha	人	㎡	㎥／日	
中部浄化センター	1,657.22	133,400	98,850	140,100	標準活性汚泥法
東部浄化センター	4,478.00	273,100	207,980	138,900	〃
南部浄化センター	1,873.00	98,300	111,080	38,000	〃
西部浄化センター	2,236.78	94,100	120,660	—	〃
河内浄化センター	98.00	5,900	5,100	—	〃

(注)西部処理区の処理については暫定的に中部浄化センターにおいて処理

名　　称	中部浄化センター	東部浄化センター
所 在 地	蓮台寺５丁目７番２号	秋津町秋田536番地
建設年月	昭和39.9～平成9.3（昭和43.1.6運転開始）	昭和45.8～平成９.3（昭和47.12.1運転開始）
建 設 費	総額　13,930,061千円	総額　26,217,619千円

名　　称	南部浄化センター	西部浄化センター
所 在 地	元三町４丁目１番１号	沖新町字白川尻
建設年月	昭和56.4～平成9.3（昭和62.4.1運転開始）	平成２．４～平成９．３（未供用）
建 設 費	総額　22,642,967千円	総額　10,711,820千円

（6）雨水幹線

雨水幹線名	下水路名	延長	排水面積	備考
		m	ha	
坪井川下流雨水４号幹線	高橋	779	159	昭和33～35年度　事業完了
坪井川中流雨水４号幹線	旧井芹川	918	41	昭和35～37年度　〃
坪井川中流雨水５号及び６号幹線	春日	1,317	63	昭和34～37年度　〃
健軍川雨水26号幹線	帯山	1,474	76	昭和39～41年度　〃
無田川雨水１号及び２号幹線	出水	1,370	41	昭和42～46年度　〃
井芹川雨水36号幹線	段山	467	38	昭和45～48年度　〃
白川左岸雨水12号幹線	新南部	668	43	昭和46～48年度　〃
井芹川雨水28号幹線	山ノ下	1,058	57	昭和48～56年度　〃
江津湖左岸雨水７号幹線	湖東	983	77	昭和47～56年度　〃
江津湖左岸雨水１号幹線	秋津	3,868	313	昭和38～41年度　昭和50～56年度　〃
白川右岸雨水６号及び７号幹線	竜田	2,070	95	昭和55～平成５年度　〃
健軍川雨水19号幹線	月出	2,000	81	昭和55～平成４年度　〃
井芹川雨水25号幹線	上熊本	685	110	昭和57～平成元年度　〃

（7）共同排水設備助成金

公共下水道処理区域内で管きょが布設されない私道に共同で排水設備を設置する場合、その設備費用の3分の2以内を助成するもの。

ア　条　件

- ○　設置場所が公共ますから15m以上離れていること
- ○　利用可能戸数が2戸以上あり、設置後全部が水洗化するもの
- ○　土地所有者が設置に同意していること
- ○　布設された管きょの維持管理は申請者の負担で行うこと

イ　助成状況（昭和47年度助成開始）

種別／年度	申請件数	助成金額
47～3	1,072 件	344,339,600 円
4	233	101,498,400
5	270	117,884,000
6	208	86,172,400
7	50	18,833,600
8	37	13,056,300

（8）下水道技術センター

名　　称　　財団法人熊本市下水道技術センター

設立年月日　　平成4年4月1日

目　　的　　熊本市における より効率的な下水道事業を推進するため、広く市民に対して下水道への理解と協力を得ることにより、下水道の早期整備と普及及び適切な維持管理を行い、健康で快適な都市づくりに寄与することを目的とする

事　　業　　○下水道技術の調査及び研究に関する事業
○下水道に係る知識の普及及び啓発に関する事業
○下水道技術者の養成に関する事業
○下水道使用者への水質保全指導に関する事業
○排水設備の整備促進業務の受託に関する事業
○公共下水道及び関連施設の維持管理業務の受託に関する事業
○公共下水道施設の調査及び設計業務の受託に関する事業
○その他センターの目的を達成するために必要な事業

事務所の所在地

花畑町3番1号　花畑別館1F

基本財産　　50,000千円

9年度予算　　424,184千円

6 市 営 住 宅

本市では、熊本市総合計画に基づく総合的な住宅行政を推進するため、新たに熊本市住宅マスタープランを策定し、街づくりと一体となった住環境の整備に取り組んでいる。

市営住宅の供給においては毎年350戸の供給計画に沿って「豊かさとゆとりを実感できる住まいづくり」を進めており、施設のバリアフリー化、シルバーハウジング事業、福祉施設の併設など、高齢者や障害者への配慮はもとより、多様化する市民のニーズに対応すべく、公営住宅の新たな建設や建替、更には、民間賃貸住宅を借り上げて転貸する借上型の特定優良賃貸住宅制度を実施している。

(1) 住宅建設状況

ア 総 括

(平9.4.1現在)

種別 / 年度	1 種	2 種	特定目的(1種)	特定目的(2種)	優良賃貸	合 計
昭21～平4	5,099 (3,528)	5,676 (4,095)		1,710 (1,555)		12,485 (9,178)
5	155 (155)	221 (221)		13 (13)	50 (50)	439 (439)
6	135 (135)	310 (310)	1 (1)	71 (71)	50 (50)	567 (567)
7	90 (90)	300 (300)	2 (2)	95 (95)	37 (37)	524 (524)
8	104 (104)	281 (281)		19 (19)		404 (404)
計	5,583 (4,012)	6,788 (5,207)	3 (3)	1,908 (1,753)	137 (137)	14,419 (11,112)

(注) ( ) の数字は管理戸数を示す

イ 第1種住宅

種別 / 年度	木造 建設	木造 管理	中層耐火 建設	中層耐火 管理	高層耐火 建設	高層耐火 管理	準耐平家 建設	準耐平家 管理	準耐二階 建設	準耐二階 管理	計 建設	計 管理
昭平21～4	873	42	3,303	3,189	30	30	610	91	283 (4)	176 (4)	5,039 (4)	3,528 (4)
5			53	53	102	102					155	155
6			110	110	25	25					135	135
7			36	36	54	54					90	90
8			94	94	10	10					104	104
計	873	42	3,596	3,482	221	221	610	91	283 (4)	176 (4)	5,583 (4)	4,012 (4)

(注) ( ) 内は耐火二階の戸数

ウ　第２種住宅

種別／年度	木造		中層耐火		高層耐火		準耐平家		準耐二階		計	
	建設	管理	建設	管理	建設	管理	建設	管理	建設	管理	建設	管理
昭平21～4	1,262	237	3,246	3,246	138	138	720	288	310	186	5,676	4,095
5			156	156	65	65					221	221
6			261	261	49	49					310	310
7			230	230	70	70					300	300
8			243	243	34	34			4	4	281	281
計	1,262	237	4,136	4,136	356	356	720	288	314	190	6,788	5,207

エ　特定目的（第１種）

種別／年度	木造	中層耐火	高層耐火	準耐平家	準耐二階	計
7			3			3
8						
計			3			3

オ　特定目的（第２種）

種別／年度	木造	中層耐火	高層耐火	準耐平家	準耐二階	計
昭21～平4	25	1,434	2	48	46 (22)	1,555 (22)
5			13			13
6		64	7			71
7		16	79			95
8		15			4 (4)	19 (4)
計	25	1,529	101	48	50 (26)	1,753 (26)

（注）　改良住宅を含む
（　）内は耐火二階の戸数

カ　優良賃貸

種別／年度	木造	中層耐火	高層耐火	準耐平家	準耐二・三階	耐火二階	計
6	50	18			20	12	100
7			3		34		37
8							
計	50	18	3		54	12	137

（注）　借入住宅制度は平成５年度より開始

（2）団地別管理戸数

（平９.4.1現在）

ア　第１・第２種住宅

団地名	所在地	建設年度	第1種 木造	第1種 中層	第1種 高層	第1種 準耐平	第1種 準耐二	第1種 耐火二	第1種 小計	第2種 木造	第2種 中層	第2種 高層	第2種 準耐平	第2種 準耐二	第2種 耐火二	第2種 小計	総計	家賃 1種	家賃 2種
																		円	円
東本町	東本町８	49～52		108					108		20					20	128	16,500～19,500	17,700
菅原	菅原町２・８	32～35		90					90								90	24,000～32,000	
本荘	本荘５丁目15	36～37		48					48								48	8,800～ 8,900	
団子原	島崎５丁目25	53～54		12					12		54					54	66	27,500	19,400～20,000
荒尾	島崎７丁目８・12～14	33	9			16			25	20						20	45	5,400～ 5,600	3,400
石神	島崎３丁目21	29					16		16								16	7,100	
宮内	段山本町３	30								1						1	1		3,300
峠	花園６丁目22～24	31								7						7	7		3,200
中尾	花園６丁目20・21	41～42											20			20	20		5,100～ 5,600
池田上ノ原	池田２丁目25・51～54	29								35						35	35		3,200
上岩迫	池田２丁目55～57	31	14						14	15			11			26	40	5,400	3,000～ 3,400
山の下	池田２丁目33～38	32～33								28			57			85	85		3,000～ 3,600
井場の下	池田２丁目26～31	36	11						11				32			32	43	6,100	3,800
黒髪	黒髪４丁目５・６・14	28								36						36	36		3,200
半田	城山半田町17	41～42											54			54	54		4,600～ 5,300
八幡	八幡９丁目６	51		54					54		76					76	130	23,500	16,700～18,700
笛田	御幸笛田町1789	53～54									60					60	60		19,400～20,000
高橋	高橋町262～269	29～36								6						6	6		3,300
帯山	帯山１丁目37	59									56					56	56		27,800
高平	高平２丁目８	38～41		96			78		174								174	7,200～8,200	
新地	清水町新地1917・1924・1953	47～５		208	102				310		618	65				683	993	40,000～46,000	9,500～35,000
北上	上南部町1279	39～42				18			18	16			26			42	60	6,600	4,300～ 4,700
託麻	西原２丁目７・３丁目２	42～４		167					167		250					250	417	9,500～46,000	27,000～35,500
弓削	龍田町弓削591～593	28								5						5	5		3,200
堂の前	龍田町上立田912	36								56						56	56		4,200
楠	楠１丁目～５丁目	43～47		572		29	78		679		306		65	186		557	1,236	8,500～11,300	6,400～ 9,200
東町	東町２丁目２	48		150					150		60					60	210	12,000	9,500
武蔵ヶ丘	武蔵ヶ丘３丁目17	48・49		80					80								80	14,500～15,500	
野越	南高江町2233	49・51		280					280		158					158	438	19,100～23,500	14,600～17,700
長嶺	長嶺南３丁目10	50～51		150					150		120					120	270	20,500	14,600～15,500
琴平	琴平本町４	53		30					30		55					55	85	27,800	20,900
長嶺西	長嶺西１丁目６	53		60					60								60	27,500	
横林	高江町1250-30	54									55					55	55		21,000
栗ノ内	高江町1339	54		130					130		40					40	170	28,000	21,000
大窪	大窪５丁目５	55		60					60		90					90	150	30,000	22,000
野田	野田３丁目11	55		60					60		79					79	139	30,000	22,000
田迎	出仲間７丁目６	55									78					78	78		22,000
尾ノ上	尾ノ上１丁目19・29	56		55					55		55					55	110	32,000	24,000
小島	小島下町531	56		20					20		40					40	60	32,000	24,000
上ノ窪	武蔵ヶ丘７丁目２・５	56		25					25		69					69	94	32,000	24,000
上ノ郷	上ノ郷町471	57		56					56		20					20	76	32,000	24,000
新南部	新南部２丁目１	57		15					15		17					17	32	32,000	24,000
戸島	戸島町3173・3178	57		45					45		90					90	135	34,000	26,000
城南	南高江町2737	57		15					15		24					24	39	34,000	26,000
大江	大江４丁目15-37	58		20					20								20	37,000	
東尾ノ上	尾ノ上２丁目24	58		34				4	38								38	37,000	
下南部	下南部２丁目５	58～59		105					105		165					165	270	33,400～33,700	25,000
東町桜	東町４丁目９	59～60		100					100		90					90	190	39,000～39,400	29,500～30,000
佐土原	榎町１	59		20					20		17					17	37	39,000	29,000
日吉	南高江町983	59		50					50		40					40	90	39,000	29,000
薄場	薄場町510	60～61		50					50		56					56	106	36,800～37,300	28,000～28,500
月出	月出６丁目４	60～61		80					80		105					105	185	39,400	30,000
桜北	東町４丁目４－１	61		50					50								50	40,000	
灰塚	尾ノ上３丁目13・14	61		45					45		20					20	65	35,000	26,900
池上	池上町524	61～62		30					30		126					126	156	40,000	30,000
楠第二	楠７丁目１	62～63		40					40		110					110	150	40,000	30,000
秋津	秋津町秋田3298-2	62～63		60					60		224					224	284	40,000	30,000
上代	城山上代町821	63		30					30		104					104	134	40,000	30,000
琴平第二	琴平２丁目３	63		24					24		40					40	64	42,000	31,000
井芹	花園２丁目14・５丁目1・10	63		20					20		84					84	104	42,000	31,000
奥古閑	奥古閑町4345	38								12						12	12		4,000
銭塘	銭塘町957-1	38	8						8								8	6,000	
四方寄	四方寄町1056-1	44～46				28			28				23			23	51	8,000～ 9,000	7,000～ 8,000
上高橋	上高橋町121-1	元・４			37				37			187				187	224	44,000～45,000	32,000～33,000
渡鹿	渡鹿４丁目17・７丁目３	3		12					12		52					52	64	44,000～47,000	27,000～32,000
大塘	城山大塘町138-1	4									55					55	55		33,000
土河原	土河原町172-1	4		6					6		30					30	36	45,000	33,000
古川町シティハウス	古川町25-1	4			18				18								18	50,000～57,000	
橋出	本荘町769-1	5									27					27	27		33,000
合志	合志町76-1	5			18				18			60				60	78	44,000～45,000	24,000～33,000
出水	水前寺公園16-30・41	5～6			46				46			44				44	90	47,000	35,000
長嶺東	長嶺南７丁目１	6		10					10		32					32	42	45,000	33,000
新南部第２	新南部５丁目3-33	6		16					16		26					26	42	46,000	34,000
月出西	月出６丁目２	6		12					12		42					42	54	46,000	34,000
万石	清水万石４丁目７	6		28					28		26					26	54	46,000	34,000
鹿子木	鹿子木町132	6		24					24		100					100	124	45,000	25,000～33,000
花園上の原	花園５丁目46	6		12					12		40				4	44	56	46,000	26,000～34,000
亀井	清水亀井町33・37	7		18					18		35					35	53	47,000	35,000
計			42	3,482	221	91	172	4	4,012	237	4,136	356	288	186	4	5,207	9,219		

イ　特定目的住宅（第１種住宅）

団地名	所在地	建設年度	構造別							特定目的内訳							家賃
			木造	中層	高層	準耐平	準耐二	耐火二	計	引揚者	低家賃	母子	改良	身障	老人	地域改善向	
上高橋	上高橋町121-1	4			1				1					1			45,000 円
合志	合志町76-1	5			2				2					2			44,000
計					3				3					3			

ウ　特定目的住宅（第２種住宅）

団地名	所在地	建設年度	構造別							特定目的内訳							家賃
			木造	中層	高層	準耐平	準耐二	耐火二	計	引揚者	低家賃	母子	改良	身障	老人	地域改善向	
井場の下	池田２丁目26～31	38	15						15		10	5					円 1,165・2,330
新町	新町４丁目9-2	42		24					24		24						1,200
半田	城山半田町17	41～42				32			32		28	4					1,100～2,600
高橋	高橋町220	25～30	10						10	6	4						400～1,000
新地	清水町新地1917・1924・1953	47～５		122	13				135		24	4		37	70		3,000～32,000
若葉	若葉２丁目11	37～40		159					159				159				8,000～13,200
栄	栄町2-1、若葉３丁目5-20	38～42		162					162				162				8,000～13,200
宇留毛	黒髪６丁目17	44～45		80					80				80				2,200
楠	楠１丁目～５丁目	43～46		40		16	24		80		45	15		10	10		1,900～5,100
川鶴	大江１丁目35	46		80					80				80				4,000
尾ノ上	尾ノ上１丁目22・34	43～48		80					80		20		60				1,200～4,200
野越	南高江町2233	49～52		82					82		38	9		18	17		6,500～16,000
本山	本山１丁目1-1	50		30					30				30				5,000～8,000
長嶺	長嶺南３丁目10	50		30					30		14	5		6	5		7,000～13,800
南熊本	南熊本１丁目９	52		21					21							21	8,000
本荘東	本荘２丁目６	52		61					61							61	8,000
琴平	琴平本町４	53		36					36		20	5		6	5		10,000～20,000
二本木	二本木４丁目１・２	53		42					42				42				14,000
九品寺第１	九品寺５丁目10	54		50					50							50	8,000
九品寺第２	九品寺５丁目14	54～59		90					90							90	8,000
栗ノ内	高江町1339	54		30					30		9	9		6	6		10,500～21,000
野田	野田３丁目11	55		11					11			2		7	2		22,000
萩原	萩原町９	55～56		50					50							50	8,000
上ノ窪	武蔵ヶ丘７丁目２・５	56		25					25			9		10	6		24,000
新南部	新南部２丁目１	57		18					18			6		6	6		24,000
下南部	下南部２丁目５	58		18					18			5		7	6		25,000
佐土原	榎町１	59		18					18			6		6	6		29,000
東町桜	東町４丁目９	60		10					10			2		3	5		29,500
月出	月出６丁目４	60		10					10			2		3	5		30,000
薄場	薄場町510	61		2				8	10					4	6		24,500～28,500
池上	池上町524	61						14	14			4		3	7		26,500
秋津	秋津町秋田3298-2	62		18					18			6		6	6		26,500
上代	城山上代町821	63		16					16			6		5	5		30,000
井芹	花園２丁目14・５丁目1-10	63		16					16			6		5	5		31,000
託麻	西原３丁目２	2・4		26					26					5	21		25,000～31,500
上高橋	上高橋町121-1	元・4			9				9					3	6		32,000～33,000
大塘	城山大塘町138-1	4		5					5						5		33,000
江原	春竹町春竹506	5		31					31							31	10,000
橋出	本荘町769-1	5		5					5						5		33,000
合志	合志町76-1	5			9				9						9		24,000
出水	水前寺公園16-30	5			70				70						70		25,000
長嶺東	長嶺南７丁目１	6		8					8						8		24,000
新南部第２	新南部５丁目3-33	6		8					8					2	6		34,000
万石	清水万石４丁目７	6		6					6					2	4		34,000
鹿子木	鹿子木町132	6		8					8						8		33,000
花園上の原	花園５丁目46	6					4		4						4		26,000
亀井	清水亀井町33・37	7		1					1					1			27,000
計			25	1,529	101	48	28	22	1,753	6	236	110	613	161	324	303	

エ　優良賃貸住宅

団地名	所在地	木造	中層	高層	準耐平	準耐二	耐火二	計	家賃
平成ウッディヴィラ	平成1丁目1･2･17	50						50	76,000
サンビレッジ平成	平成2丁目16･18･19		18			20	12	50	75,000～81,000
ダウンハウス御領	御領町518-1					34		34	73,000・76,000
出水	水前寺公園16-30			3				3	76,000
計		50	18	3		54	12	137	

（注）出水団地はＬＳＡ専用

（3）住宅使用料

ア　種別最高最低一覧

（単位　円）

区別／種別	木造		中層耐火		高層耐火		準耐平家		準耐二		耐火二階	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
第1種	6,100	3,200	47,000	7,600	57,000	43,000	9,000	5,600	9,800	6,300	37,000	37,000
第2種	4,300	3,200	35,500	7,900	35,000	29,000	8,000	3,000	7,400	7,400		
特定目的(第1種)					45,000	45,000						
特定目的(第2種等)	2,330	400	33,000	1,200	33,000	29,000	3,700	1,100	4,600	2,300	28,500	24,500
優良賃貸	76,000	76,000	80,000	80,000					76,000	73,000	81,000	80,000

イ　入居者の基準収入及び割増賃料

（単位　円）

区分／種別	基準収入	収入超過基準額	割増賃料の率
第1種	115,000 を超え198,000 以下	198,000 を超え245,000 以下 245,000 を超える場合	0.2倍 0.4
第2種	115,000 以下	115,000 を超え198,000 以下 198,000 を超え245,000 以下 245,000 を超える場合	0.3 0.5 0.8

ウ　収納状況

（平成8年度）

区分／種別	調定額	収入済額	未収額	収納率
第1種	1,218,668,630円	1,161,818,830円	56,849,800円	95.34 %
第2種	1,470,588,080	1,358,267,090	112,320,990	92.36
特定目的(第1種・第2種等)	248,690,680	230,657,475	18,033,205	92.75
優良賃貸	99,505,100	97,311,580	2,193,520	97.80
計	3,037,452,490	2,848,054,975	189,397,515	93.76
過年度	288,236,370	136,348,880	151,887,490	47.30
合計	3,325,688,860	2,984,403,855	341,285,005	89.74

家賃の収納率向上のため61年度より徴収員を雇い収納率アップにつとめている。（8名）また悪質な滞納者に対しては法的措置（支払命令・明渡訴訟）をとっている。

（4）住宅かさ上げ資金貸付制度（昭 52.4.22施行）

目　的

水害のおそれがある住宅に居住する市民に対し、その住宅のかさ上げに必要な資金を貸付け、居住の安全を図る。

貸付金及び利率

貸付金は150万円を限度とし、年利３％で償還期限は10年以内とする。

貸　付　状　況

区分 / 年度	貸付件数	貸付金額
4	6　件	8,600　千円
5	1	1,500
6	5	7,200
7	0	0
8	1	1,500

（5）住　宅　協　会

名　　称　　財団法人熊本市住宅協会

設立年月日　　昭和31年７月５日

目　　的　　住宅協会は、市内の住宅困窮者に対して必要な住宅を建設供給し、住宅不足の緩和に努め、市民生活の向上発展に貢献することを目的とする

事　　業　　住宅及び附属施設の建設並びに賃貸、分譲
住宅等の建設に必要な土地の取得、造成、分譲
市営住宅の管理に関する事務の受託
その他必要と認められる事業

役　　員（平9.6.1現在）
理事長　助　役
副理事長　建設局長
常務理事　住宅部長
理　　事　市議会議員　５名
都市整備局長、財務部長、道路部長、計画部長、開発部長、下水道部長
監　　事　収入役、総務局長

基　本　金　　1,000千円（市出資金）

事業実施状況　　賃貸住宅の管理（管理戸数192戸）、市営住宅の管理受託業務

7 道　　路

（1）市域内道路

（平9.4.1現在）

種別	舗装道		砂利道		計		舗装率	
	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積
	m	㎡	m	㎡	m	㎡	%	%
国道	64,131	1,463,535	0	0	64,131	1,463,535	100	100
国の管理	35,185	1,027,729	0	0	35,185	1,027,729	100	100
県の管理	28,946	435,806	0	0	28,946	435,806	100	100
県道	238,522	———	1,054	———	239,576	3,164,116	99.56	———
主要地方道	71,345	———	32	———	71,377	667,832	99.96	———
一般県道	167,177	———	1,022	———	168,199	1,054,345	99.39	———
市道	2,030,117	8,205,834	306,468	507,289	2,336,585	8,713,123	86.88	94.18
道路	2,017,029	8,137,834	306,292	506,820	2,323,321	8,644,654	86.82	94.14
橋梁	13,088	68,000	176	469	13,264	68,469	98.67	99.32

（注）　8年度末現在における認定供用開始分、面積は車道面積
県道については平8.4.1現在の数値

（2）市　　道

ア 概　　要

九州の中央部に位置する本市は、九州の交通網の中心として要衝的位置にあり、市域内の道路は、国道3号線を縦軸に、57号線を横軸として387号線、445号線、501号線並びに県道33路線が主要幹線道路として放射線状に走っている。

これらを補完して路線数8,940本、実延長2,336,585mの市道が市内を網羅している。

市道の整備状況についてみると、市域内の国道及び県道の舗装率は、ほぼ100%舗装されている。また、市道についても延長率で86.88%、面積率で94.18%と舗装も進んできている。

なお、道路幅員4m以上の舗装については、ほぼ100%完成しており、今後は新規認定の市道及び生活道路などを含む4m未満の道路についても積極的に整備を図っていく所存である。

また、私道等についても、昭和52年度から私道等整備補助金制度を設け、舗装、排水施設等の改良、防護柵の設置を対象に補助金を交付し、住民の生活環境整備を図っている。

イ 推　　移

種別／年度	舗装道		砂利道		計		舗装率		側溝延長
	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	累計
	m	㎡	m	㎡	m	㎡	%	%	m
4	1,977,454	7,958,056	329,197	539,269	2,306,651	8,497,325	85.73	93.65	1,940,954
5	1,994,780	8,023,147	325,350	539,592	2,320,130	8,562,739	85.98	93.70	1,966,813
6	2,011,737	8,110,221	314,116	522,755	2,325,853	8,632,976	86.49	93.94	1,992,270
7	2,024,823	8,175,226	306,582	506,572	2,331,405	8,681,798	86.85	94.17	2,009,361
8	2,030,117	8,205,834	306,468	507,289	2,336,585	8,713,123	86.88	94.18	2,016,712

（注）面積は車道面積
3年度の側溝延長は旧飽託4町分を除く延長

ウ 幅 員 別　　（平９.４.１現在）

種別＼幅員	8.5m以上	8.5～6.5	6.5～4.5	4.5～2.5	2.5～1.5	1.5未満	計
延　長（m）	168,124	192,252	766,135	910,671	212,556	73,582	2,323,320
面　積（㎡）	2,234,422	1,411,038	4,140,656	3,332,879	424,533	73,654	11,617,182

（注）面積は道路部面積、橋梁は除く

エ 市道の認定と廃止

区分＼年度		6			7			8		
		本数	延長	面積	本数	延長	面積	本数	延長	面積
			m	㎡		m	㎡		m	㎡
認定		63	15,708.7	65,080.5	55	8,517.5	62,094.5	43	7,706.3	71,033.4
廃止		10	2,631.6	7,404.6	2	210.3	776.85	0	0	0
路線の変更	変更前	13	9,408.4	46,628.2	4	1,770.1	31,862.5	6	2,282	31,233.1
	変更後		5,375.1	25,672.3		1,546.3	32,098.5		2,462.8	48,690.1

オ 道路認定基準

道路法（昭和27年法律第180号）第８条の規定に基づき、市道として路線の認定を受けようとする道路（以下「認定対象道路」という）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に適合するものであるとともに、次の各号に掲げる要件を具備するもので、現在及び将来の交通量並びに経済効果を勘案のうえ、道路管理者が認めたものでなければならない。

① 認定対象道路は、第５号に該当する場合を除き、その一端は常に法第３条に定める道路に接し、他の一端は同法同条に定める道路または里道に接し、かつ認定対象道路が接することとなる一端の道路は、2.7ｍ以上の幅員を有すること

② 認定対象道路の幅員は、４ｍ以上であること。ただし認定対象道路が、開拓道路である場合においては、その幅員は、3.6m以上であれば足りるものとする

③ 認定対象道路の縦断勾配は、９％以下であること。ただし地形上やむを得ないと認められる場合においては、これを12％以下とすることができる

④ 認定対象道路が階段道路である場合においては、その形状が緊急の際の避難用通路又は歩行者のための連絡用通路として、通行上の安全に支障がないと認められるものであること

⑤ 認定対象道路が袋路道路である場合においては、当該道路が次に掲げるもののいずれかに該当するものであること

ア 公園、学校その他公共施設に通ずる道路で、道路管理者がその認定の必要を認めたもの

イ 道路の延長が、35m以上あるもので、自動車の回転広場を有し、かつ、その沿線に当該道路を利用するおおむね５戸以上の集落が存在すること

カ 私道等の整備補助（昭52.4.10 施行、平2.4.1 改正）

一般交通の用に供している私道等の整備及び補修（舗装・側溝等排水施設・防護柵工事）工事を行う者に対して補助金を交付し、もって市民の生活環境の改善を図る。

① 交付対象

ア 整備工事

○現に一般交通の用に供していること

○幅員が２ｍ以上あること。ただし市長が特に認めたものについてはこの限りでない

○私道等に接する家屋の戸数が概ね３戸以上あり、かつ土地が複数の者により所有されていること。ただし、両端が公道に接続した地域内のもので、当該地域団体の費用によって整備されるもののうち、市長が特に認めるものについてはこの限りでない

○敷地のすべての地権者の文書による承諾を得ていること

○家屋が連たんしており、かつ、連たん後３年以上経過していること

○経端に公共施設がある私道等については市長が特に必要と認めるもの

イ 補修工事

○整備及び補修工事施行後10年を経過していること

○補修工事に係る部分が各条件に該当すること

○経端に公共施設がある私道等については市長が特に必要と認めるもの

② 補助金の額

ア 市長が定める補助基準により算出した工事費に75％（里道等その敷地が公有地であるものについては90％）を乗じて得た額

ただし、その額が250万円を超えるときは250万円とし、10万円未満のときは補助金は交付しない

イ 市長は整備及び補修工事を行う者のうち、地元労力によるコンクリート舗装工事を行う者には、補助金に代えて当該補助金の限度内において生コンクリートを支給できる

整備補助状況

年度	件数	側溝延長	舗装面積	防護柵	補助額
		m	㎡	m	千円
4	86	3,264.0	16,676	12.0	104,444
5	86	3,158.5	18,588	0.0	109,502
6	84	2,995.0	17,475.3	0.0	109,895
7	119	4,305	22,058	63.0	153,635
8	108	3,726.5	20,837.5	133.0	138,932

キ 道路管理状況

業務の内容＼年度		4	5	6	7	8
		件	件	件	件	件
一般管理	道路境界立会	1,256	1,156	1,483	1,275	1,062
	道路境界承認	154	169	158	189	208
	市道の証明	63	92	98	139	132
	道路工事承認(24条)	302	362	172	287	162
	開発行為の同意	148	149	135	126	146
	道路の認定廃止	179	97	73	57	43
	計	2,148	2,120	2,420	2,611	1,753
占用関係	占用許可申請	1,039	1,033	1,037	1,136	1,401
	占用料金の徴収	1,072 (213,715,413円)	1,089 (219,554,185円)	1,140 (221,349,763円)	1,306 (224,379,197円)	1,638 (228,241,942円)
	道路掘削許可	2,820	2,885	2,994	2,995	2,859
	道路交通制限	3,041	2,964	3,081	3,051	3,105
	計	7,972	7,971	8,252	8,488	9,003

8 治　　水

熊本市の水害は、白川、加勢川、坪井川等の氾濫に代表され、昭和28年の大水害を契機に、主要河川の本格的な改修事業が着手された。その後、昭和55年の洪水により白川や坪井川は、「激甚災害対策特別緊急事業」として採択され改修が促進された。

さらに、白川は平成3年より緊急改修計画により改修が進められ、坪井川においても下流の河川負担の軽減を図るために「多目的遊水池事業」等が進められ治水安全度の向上が図られている。加勢川は、昭和63年に「特定緊急河川」に指定されその改修が更に促進されつつある。

本市においても昭和47年より健軍川、藻器堀川、万石川、兎谷川、麹川、鷺川等、被災頻度の高い流域をもつ河川を「都市小河川整備事業」として改修を進め、なかでも万石川、兎谷川は既に終了している。また、天明新川、谷尾崎川も準用河川として鋭意、河川改修をすすめている。

排水路の整備については、特に浸水頻度の多い地区を選定し、「特別排水路事業」として重点的にその解消を図っている。

市街地の周辺部は、都市化が急速に進展し住宅地や商業地が拡大しつつあり、田畑や山林等の自然の保水、遊水機能が減少し、また、溜池等の貯水機能が失われつつあり、その結果、いわゆる「都市型水害」が局部的に発生している。

このため本市の治水行政は、河道改修を基本とし、更に、治水環境の保全に努めながら総合的治水対策を進めている。

（1）市域の主要河川現況　　（平9.3.31現在）

河川名	級別及び水系名	流域面積 (㎢)	河川区間延長 (km)	改修計画延長 (km)	計画高水流量 (㎥/s)	改修着手年	摘要
白川	1級・白川	480	63.2	17.3	3,000 (2,000)	昭31	改修計画延長は直轄事業分 （ ）内は暫定改修計画値
緑川	1級・緑川	1,100	71.3	30.0	4,200	昭37	改修計画延長は直轄事業分
加勢川	〃	（緑川に含む）	20.9	13.1	1,100 (700)	昭37	〃 （ ）内は暫定改修計画値
天明新川	〃	28.3	11.6	11.4	120	昭54	
〃	準用・緑川		2.5	2.5	40	平元	準用河川改修事業
内田川	1級・緑川	5.6	4.2	1.5	50	昭50	
健軍川	〃	14.6	7.0	6.8	190	昭47	都市小河川整備事業
藻器堀川	〃	2.8	3.8	3.8	55	昭63	〃
保田窪放水路		5.3	4.3	4.3	95	昭47	
鷺川	〃	2.8	1.5	1.3	32	平8	〃
矢形川	〃	37.9	13.7	2.6	110	昭48	
秋津川	〃	32.2	6.2	4.7	160	昭44	
坪井川	2級・坪井川	141.7	22.6	19.2	560	昭33	治水緑地　34ha 多目的遊水池　8ha
井芹川	〃	57.1	14.5	7.3	360	昭39	
万石川	〃	1.9	1.3	0.7	75	昭48	都市小河川整備事業
兎谷川	〃	1.7	0.8	0.8	35		
麹川	〃	3.1	1.7	1.7	59	昭51	〃
堀川	〃	42.7	18.8	4.2	120	昭53	調整池　5.1ha
谷尾崎川	準用・坪井川	2.3	1.3	1.0	40	昭53	準用河川改修事業
唐人川	2級・唐人川	25.8	2.6	1.0	210	昭41	
千間江湖川	〃 千間江湖川	1.5	5.0	1.2	15	昭40	
除川	〃・除川	5.9	3.0	1.8	40	昭42	

※　その他の１・２級及び、準用、普通、砂防指定区間など河川

水系名	河川名				
	1級河川	2級河川	準用河川	普通河川	砂防指定区域河川
緑川	無田川、木部川 木山川、高良川			平野川	
坪井川		西谷川、西浦川 立福寺川	前川	泥川 小山田川 成道寺川	松尾川、荒谷川、梶尾川、北原川 大鳥居川、井上川、小糸山川 谷川、南迫川、豆尾川、今熊川 五丁川、三の岳川、平川、東平川 西鶴川、丸山谷川、狢谷川
単独河川		河内川			岩戸川、ヘリ山川、須原川 東須原川、中須原川 境川、小責川、近津川

（２）特別排水路

市民から都市排水について問題提起が多いことから、昭和51年度に行った市域（市街化区域）の現況調査資料をもとに、都市小河川（１、２級河川）、準用河川、都市下水路および農業用排水路以外の排水施設として、「特別排水路整備事業」を推進している。

（３）内水（浸水）対策事業

洪水時の河川水位の上昇によって提内地の雨水の自然排水ができない状態となり、排水路等の流末より雨水が溢れだし家屋等の被害が発生しているので、この解消を図るため排水機場施設等の設置を行っている。

（４）雨水流出抑制対策

浸水の主な原因は、河川、用排水路等が未整備な段階で市域の開発が急速に行われたため、保水、遊水機能が減少し、これが起因となって流出量が増大、水路が氾濫することによるものである。

このため、市域における宅地開発時の排水施設の整備及び雨水処理対策として、調整池、透水性舗装、浸透桝等の設置を指導している。